

# JIS

## 自転車一第4部：車体部の試験方法

JIS D 9313-4 : 2019

(JBPI/JSA)

平成 31 年 2 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
(委員)	浅 見 剛 尚	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	阿 部 哲 也	一般財団法人製品安全協会
	太 田 秀 幸	一般社団法人繊維評価技術協議会
	鹿 野 歩 子	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	佐々木 定 雄	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	島 谷 克 史	公益社団法人消費者関連専門家会議
	寺 山 博 子	イオン株式会社
	中野子 礼 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタ ント・相談員協会
	平 井 郁 子	大妻女子大学
	平 野 祐 子	主婦連合会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	町 田 隆	一般財団法人家電製品協会
	山 口 公 樹	一般社団法人日本オフィス家具協会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 31.2.20

官 報 公 示：平成 31.2.20

原 案 作 成 者：一般財団法人自転車産業振興協会

(〒590-0948 大阪府堺市堺区戎之町西 1 丁 3-3 TEL.072-238-8731)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL.03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 大瀧 雅寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 フレーム体の試験方法	2
4.1 フレーム体の質量落下による衝撃試験	2
4.2 フレーム体及び前ホークの前倒しによる衝撃試験	3
4.3 フレーム体のペダル力による疲労試験	6
4.4 フレーム体の水平力による疲労試験	9
4.5 フレーム体の鉛直力による疲労試験	10
5 前ホークの試験方法	11
5.1 サスペンションホークのタイヤクリアランス試験	11
5.2 サスペンションホークの引張試験	12
5.3 前ホークの曲げ試験	13
5.4 前ホークの後方衝撃試験	13
5.5 前ホークの疲労試験	15
5.6 ハブブレーキ又はディスクブレーキ用前ホーク	16
5.7 非溶接前ホークの引張試験	17
附属書 A (規定) ダミーホークの剛性	18
附属書 B (規定) 前ホーク固定具	19
附属書 C (参考) サスペンションフレームのタイヤクリアランス試験	20
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	21
解 説	22

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人自転車産業振興協会（JBPI）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**JIS D 9313** の規格群には、次に示す部編成がある。

- JIS D 9313-1** 第 1 部：試験条件通則及び部品などの試験方法
- JIS D 9313-2** 第 2 部：制動装置の試験方法
- JIS D 9313-3** 第 3 部：操だ（舵）装置の試験方法
- JIS D 9313-4** 第 4 部：車体部の試験方法
- JIS D 9313-5** 第 5 部：走行装置の試験方法
- JIS D 9313-6** 第 6 部：駆動装置の試験方法
- JIS D 9313-7** 第 7 部：座席装置の試験方法

## 自転車—第4部：車体部の試験方法

## Cycles—Part 4: Body unit test methods

## 序文

この規格は、2015年に第2版として発行されたISO 4210-6を基とし、我が国の実情を反映し安全性の確保などを図るため、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書JAに示す。

## 1 適用範囲

この規格は、JIS D 9111の規定で分類される一般用自転車及びスポーツ専用自転車の車体部の試験方法について規定する。

**注記** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 4210-6:2015, Cycles—Safety requirements for bicycles—Part 6: Frame and fork test methods (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。

## 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS D 9111** 自転車—分類、用語及び諸元

**注記** 対応国際規格：ISO 4210-1:2014, Cycles—Safety requirements for bicycles—Part 1: Terms and definitions (MOD)

**JIS D 9301** 一般用自転車

**注記** 対応国際規格：ISO 4210-2:2015, Cycles—Safety requirements for bicycles—Part 2: Requirements for city and trekking, young adult, mountain and racing bicycles (MOD)

**JIS D 9304** スポーツ専用自転車

**注記** 対応国際規格：ISO 4210-2:2015, Cycles—Safety requirements for bicycles—Part 2: Requirements for city and trekking, young adult, mountain and racing bicycles (MOD)

**JIS D 9313-1** 自転車—第1部：試験条件通則及び部品などの試験方法

**注記** 対応国際規格：ISO 4210-3:2014, Cycles—Safety requirements for bicycles—Part 3: Common test methods (MOD)